

1. 継続事業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品、ソフトウェア、その他の固定資産（離水金）
 - 平成19年3月31日以前に所得したのものについては旧定額法
 - 平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法
 - ・リース資産－該当事項はありません。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済の通知により計上
 - ・賞与引当金－当該会計年度に係る賞与見積額を賞与引当金として計上

3. 重要な会計方針の変更

該当事項はありません。

4. 法人で採用する退職給付制度

社会福祉施設職員等退職手当共済

中小企業退職金共済

兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人単位の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (3) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

- (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 法人本部拠点区分
 - 「法人本部」（社会福祉事業）
 - イ 特別養護老人ホームめぐみ苑拠点区分
 - 「特別養護老人ホームめぐみ苑」（社会福祉事業）
 - 「ショートステイめぐみ苑」（社会福祉事業）
 - 「めぐみ苑デイサービスセンター」（社会福祉事業）
 - 「めぐみ苑居宅介護支援事業所」（社会福祉事業）
 - 「高砂市地域包括支援協力センターめぐみ苑」（社会福祉事業）
 - ウ ケアハウスめぐみ苑拠点区分
 - 「ケアハウスめぐみ苑」（社会福祉事業）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）				
基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	128,330,473	0	0	128,330,473
建物	734,550,631	0	32,731,311	701,819,320
合計	862,881,104	0	32,731,311	830,149,793

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) サービス活動費用の控除項目として計上する取崩しにより、
国庫補助金等特別積立金を 20,332,662円取崩し。
- (2) 特別費用の控除項目として計上する取崩しにより、
国庫補助金等特別積立金を 2円取崩し。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当事項はありません。

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当事項はありません。

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）			
	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産 土地	128,330,473	0	128,330,473
基本財産 建物	1,319,028,476	617,209,156	701,819,320
有形固定資産 土地	12,440,000	0	12,440,000
有形固定資産 建物	52,756,946	8,523,275	44,233,671
有形固定資産 構築物	16,243,500	9,618,872	6,624,628
有形固定資産 車両運搬具	21,801,716	18,896,283	2,905,433
有形固定資産 器具及び備品	60,387,224	42,316,318	18,070,906
無形固定資産 ソフトウェア	1,676,613	1,467,970	208,643
無形固定資産 その他の固定資産（離水金）	599,800	599,800	0
合計	1,613,264,748	698,631,674	914,633,074

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）			
	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	54,479,913	0	54,479,913
未収補助金	994,560	0	994,560
合計	55,474,473	0	55,474,473

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

（単位：円）			
種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
利付国債債券	99,870,910	99,640,000	-230,910
みずほ銀行劣後特約付社債	100,000,000	100,000,000	0
合計	199,870,910	199,640,000	-230,910

12. 関連当事者との取引の内容

該当事項はありません。

13. 重要な偶発債務

該当事項はありません。

14. 重要な後発事象

該当事項はありません。

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

平成28年11月11日通知「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の別添に基づき、平成28年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を作成することとする。

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・構築物、その他の固定資産(離水金)
 - 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法
 - 平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法
 - ・リース資産－該当事項はありません。
- (3) 引当金の計上基準
 - 該当事項はありません。

2. 重要な会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 採用する退職給付制度

該当事項はありません。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人本部拠点の計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3 (㉑)）
 - ア 法人本部
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3 (㉒)）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当事項はありません。

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当事項はありません。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当事項はありません。

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当事項はありません。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)			
	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
有形固定資産 土地	12,440,000	0	12,440,000
有形固定資産 構築物	14,280,000	8,889,999	5,390,001
有形固定資産 器具及び備品	1,785,000	1,784,999	1
無形固定資産 その他の固定資産(離水金)	599,800	599,800	0
合計	29,104,800	11,274,798	17,830,002

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

該当事項はありません。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)			
種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
利付国債債券	99,870,910	99,640,000	-230,910
みずほ銀行劣後特約付社債	100,000,000	100,000,000	0
合計	199,870,910	199,640,000	-230,910

11. 重要な後発事象

該当事項はありません。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

平成28年11月11日通知「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の別添に基づき、平成28年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を作成することとする。

計算書類に対する注記(特別養護老人ホームめぐみ苑拠点区分用) 別紙2

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、構築物、車輛運搬具、器具及び備品、ソフトウェア
 - 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法
 - 平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法
 - ・リース資産－該当事項はありません。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済の通知により計上
 - ・賞与引当金－当該会計年度に係る賞与見積額を賞与引当金として計上

2. 重要な会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 採用する退職給付制度

- 社会福祉施設職員等退職手当共済
- 中小企業退職金共済
- 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 特別養護老人ホームめぐみ苑拠点の計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊸))
 - ア 特別養護老人ホームめぐみ苑
 - イ ショートステイめぐみ苑
 - ウ めぐみ苑デイサービスセンター
 - エ めぐみ苑居宅介護支援事業所
 - オ 高砂市地域包括支援協力センターめぐみ苑
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊹))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)				
基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	95,602,369	0	0	95,602,369
建物	556,260,674	0	24,877,781	531,382,893
合計	651,863,043	0	24,877,781	626,985,262

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) サービス活動費用の控除項目として計上する取崩しにより、
国庫補助金等特別積立金を 15,618,674円取崩し。
- (2) 特別費用の控除項目として計上する取崩しにより、
国庫補助金等特別積立金を 2円取崩し。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。
該当事項はありません。
担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)			
	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産 土地	95,602,369	0	95,602,369
基本財産 建物	999,849,998	468,467,105	531,382,893
有形固定資産 建物	52,474,548	8,311,080	44,163,468
有形固定資産 構築物	1,963,500	728,873	1,234,627
有形固定資産 車輛運搬具	21,801,716	18,896,283	2,905,433
有形固定資産 器具及び備品	57,178,690	39,369,525	17,809,165
無形固定資産 ソフトウェア	1,676,613	1,467,970	208,643
合計	1,230,547,434	537,240,836	693,306,598

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)			
	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	52,886,217	0	52,886,217
未収補助金	967,880	0	967,880
合計	53,854,097	0	53,854,097

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

11. 重要な後発事象

該当事項はありません。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

平成28年11月11日通知「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の別添に基づき、平成28年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を作成することとする。

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等－該当事項はありません。
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－該当事項はありません。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、器具及び備品
 - 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法
 - 平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法
- ・リース資産－該当事項はありません。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済の通知により計上
- ・賞与引当金－当該会計年度に係る賞与見積額を賞与引当金として計上

2. 重要な会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 採用する退職給付制度

- 社会福祉施設職員等退職手当共済
- 中小企業退職金共済
- 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) ケアハウスめぐみ苑拠点の計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㉑））
 - ア ケアハウスめぐみ苑
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㉒））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)					
基本財産の種類		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土	地	32,728,104	0	0	32,728,104
建	物	178,289,957	0	7,853,530	170,436,427
合計		211,018,061	0	7,853,530	203,164,531

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) サービス活動費用の控除項目として計上する取崩しにより、
 - 国庫補助金等特別積立金を 4,713,988円取崩し。
- (2) 特別費用の控除項目として計上する取崩し
 - 該当事項はありません。

7. 担保に供している資産

- 担保に供されている資産は以下のとおりである。
 - 該当事項はありません。
- 担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。
 - 該当事項はありません。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)			
	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産 土地	32,728,104	0	32,728,104
基本財産 建物	319,178,478	148,742,051	170,436,427
有形固定資産 建物	282,398	212,195	70,203
有形固定資産 器具及び備品	1,423,534	1,161,794	261,740
合計	353,612,514	150,116,040	203,496,474

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)
 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)			
	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1,593,696	0	1,593,696
未収補助金	26,680	0	26,680
合計	1,620,376	0	1,620,376

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

11. 重要な後発事象

該当事項はありません。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

平成28年11月11日通知「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の別添に基づき、平成28年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を作成することとする。